

令和5年3月28日

福島市議会議長 真田 広志 様

議会改革検討会 座長 黒沢 仁

議会の活性化に資する議員のあり方に関する検討について(答申)

令和4年6月13日付で議長より諮問された「議会の活性化に資する議員のあり方に関する検討」について、当議会改革検討会におきまして下記のとおり取りまとめましたので、答申いたします。

記

1 答申事項

- (1) 議員の職務について市民の理解を深める取り組みについて
- (2) あるべき議員の定数などについて

2 答申内容

- (1) 多様化する民意の市政への反映と議員のなり手不足などの諸課題の解消のため、議員の職務について市民に理解を得るための取組として議員の職務や活動についてホームページやYouTube等により幅広く広報を行うべきである。
- (2) 議員定数については前回条例改正を行った平成26年12月から10年近くが経過した。

本市においても定数を検討する指標の一つとなる人口は、この間、減少を続けているなど、前回の定数改正から様々な状況が変化していることも踏まえ、議会が主体的に適正な定数についての議論を開始する必要がある。

一方、地方分権が進展する中で、多様化する住民の意思を市政に反映させることなど、議会の役割はますます重要性が増しており、単純に人口の減少や他市の状況にあわせ削減を前提とした議論をすべきではない。

基本条例にあるとおり、市政の現状、課題、将来の予測や展望を十分に考慮するとともに、市民又は学識経験を有する者からの客観的な意見を参考にするなど、検討に要する時間を十分に確保し、慎重な協議を行う必要があり、東日本大震災からの復興など本市が抱える行政課題も考慮する必要がある。

よって、本年に予定されている福島市議会議員選挙の結果も踏まえ、改選後において本市議会のあるべき適正な定数について協議を開始し、慎重に検討すべきである。

また、議員報酬については、定数のあり方とも関連するものであるが、経済状況や市の現状・将来展望等様々な視点から検討する必要があり、協議を開始する状況であると認められる場合には、基本条例に基づき慎重に検討すべきである。

3 協議経過

なお、あるべき議員の定数などの協議の過程で、協議を開始する状況にあると認められる場合には、改選後の新たな議会改革検討会において、引き続き慎重に検討すべきとの意見がありましたことを申し添えます。